

低圧電気設備取扱い基準

項 目	基 準	急 所
01 一般事項	<p>専門職種による電気工事の場合でも、活線作業は絶対に禁止する。 必ず停電の上行う。</p> <p>みだりに電気設備に接近したり触れたりしてはいけない。</p> <p>工場変電室、配電室、及び配電用変電塔などには関係者以外立ち入ってはならない。</p> <p>電気設備に関する危険表示や、危険防止の囲い、柵等を無断で取り除いたり変更したり、無視してはならない。</p> <p>水や汗、油などで濡れた衣服を着用したまま、また濡れた手足で電気を取り扱ってはならない。</p> <p>電気設備の危険なヶ所や、不良ヶ所を発見した時は、直ちに工事担当課及び客先に連絡する。自分で修理してはならない。</p> <p>掘削作業を行う時は、電気の地中埋設物がないかどうか、工事担当課及び客先の確認を受ける。</p> <p>足場の設置、又は足場上の高所作業で、架空電線に近接するおそれのある場合には、事前に工事担当課及び客先に連絡し、停電もしくは防護措置などを行った後作業する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気作業安全実施要領による。</li> <li>・内部での作業は工事担当課又は客先の安全確認又は立会で行う。</li> <li>・囲い柵等に物品を立てかけたり、周辺に無断で放置しない。</li> <li>・電気機器配線の破損：スパーク 過熱など</li> <li>・断線して垂れ下がっている電線に不用意に触れてはならない。</li> <li>・高圧の場合：側方 1.0m 上方 1.2m</li> <li>・低圧の場合：側方 1.0m 上方 1.0m 以内に近接しない。</li> </ul>
02 配線類の取扱い	<p>電線や照明器具を紐、針金等で引っ張ってはならない。また電線を釘等に引っ掛けてはならない。</p> <p>電線や電線管に物を掛けたり、足場または支持物としてはならない</p> <p>漏電、火災のときはまずスイッチを切る。</p> <p>電気器具に付属した器具用コードを除き配線にビニールコードを使用してはならない。</p> <p>キャプタイヤケーブルやビニールコードはコネクタを使用して接続する。ケーブルコードを直接、中間接続してはならない。</p> <p>電線は道路上に、はわして使用してはならない。やむを得ない時は金属製の管、アングルなどで覆い防護する。</p>	

低圧電気設備取扱い基準

項 目	基 準	急 所
03 スイッチの取扱い	<p>スイッチを操作（入・切）する場合には、目的のスイッチであることをよく確認する。</p> <p>操作禁止が掲示してあるスイッチまた施錠されたスイッチは絶対に操作してはいけない。</p> <p>スイッチを操作するときは必ず関係者に合図または連絡により、相互確認の上操作する。</p> <p>スイッチの入・切の操作は速やかに行い、インテング（入・切の繰り返し）操作はしてはならない。</p> <p>スイッチの操作は極力右手で行い、左手は他のもの特に金属物に触れない様に注意する。</p> <p>スイッチの前に操作の妨げになるものを置いてはならない。またスイッチの近くに引火性、爆発性の危険物を置かない。</p> <p>スイッチ函の蓋は必ず閉めておくこと。スイッチ函は赤塗りにする。</p> <p>作業が終わった時、または一時休止の時は必ずスイッチを切っておく。</p> <p>ヒューズが切れた時、または電磁開閉器のサーマルリレー等が動作した時は、勝手にヒューズを入れ替えたり、サーマルリレーを復帰させては行けない。直ちに工事担当課及び客先に連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指差し喚呼をおこなうこと。</li> <li>・「工事中」「釜入り中」「修理中」「故障」など。</li> <li>・スイッチ函、押釦、把手を破損したとき。または発見した時は直ちに工事担当課又は客先に連絡する。</li> </ul>
04 コンセントの取扱い	<p>コンセントをスイッチ代わりに使用してはならない。電動工具等電気器具の本体スイッチが切ってあることを確認した後にプラグを着脱する。</p> <p>テーブルタップ、コンセント、コードコネクタ等を床上、道路上に置いて使用してはならない。また屋外で使用する場合は防水措置をする。</p> <p>コンセントプラグは適合したものを使用する。コンセントの刃部に直接電線を差し込んで使用することは絶対にさける。</p> <p>コンセントに容量以上の電気機器を接続して使用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁付きの台の上に置き冠水、浸水対策をとる。</li> <li>・コンセントの定格容量（アンペア）の80%迄に止める。</li> </ul>

低圧電気設備取扱い基準

項 目	基 準	急 所
	<p>工場に設置されたコンセントを使用する場合は、工事担当課又は客先の諒解を得て使用する。</p> <p>防爆対象工場では防爆型のコンセントを使用しなければならない。</p>	
05 電動機の手扱い	<p>電動機のスイッチを入れても回転しないで異音（唸りなど）がでるときは速やかにスイッチを切る。</p> <p>電動機の運転中に異臭、発煙、振動、異音等が出たら直ちにスイッチを切る。</p> <p>電動機の定格電流以上で運転してはならない。</p>	
06 照明器具の手扱い	<p>作業灯はコード・ケーブルの被覆部分に注意し、損傷のある物は使用してはならない。</p> <p>作業灯は電球にガードを取り付けて使用し、裸電球のまま使用してはならない。</p> <p>防爆対象工場で使用する作業灯は防爆構造のものを使用しなければならない。</p>	
07 移動用及び可搬型電動機器の使用	<p>使用電圧 110V 以上の移動用又は可搬形の電動機器を使用する場合は必ず漏電遮断器を接続しなければならない。</p> <p>接地線は電動機に使用するキャブタイヤーケーブルの芯線のうち、一芯を専用使用する。</p> <p>移動電線にはキャブタイヤーケーブルを使用する。</p> <p>移動電線を道路、通路面にはわせてはならない。やむを得ない場合は金属管、樋等で防護する。</p> <p>ケーブルの中間接続は、コネクタを使用して接続する。ケーブルの直接接続をしてはならない。</p> <p>110V 以上の電動機器及び作業灯においても移動して使用するものは出きる限り漏電遮断機を接続して使用する。</p>	<p>・一般：2 種                      防爆：3 種を使用する。</p> <p>・漏電遮断器付きキャブタイヤーケーブルドラム等を常用する。</p>